

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛媛県松前町長

## 公表日

令和8年2月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	松前町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に関して、児童手当の支給を実施する。 ①認定請求、現況届、その他各種届出の受付 ②現況届、各種通知書の発送 ③認定請求・児童手当継続受給等の審査、児童手当受給者の決定、その他各種届出の処理 ④児童手当の支給 ⑤公的給付の支給に係る口座の照会
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番81(児童手当)及び135(公的給付) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条(児童手当)及び第74条(公的給付)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく主務省令 ・第2条の表 106、107、160の項 ・第162条 (情報提供の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく主務省令 ・第2条の表 42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松前町保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松前町(総務課広報広聴係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松前町(子育て支援課児童福祉係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	



## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月6日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月6日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、本人からマイナンバーを取得している。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当システム入力の際は、必要な情報のみを入力できる仕様としており、必ず作業者と別の者が確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、システム入力にあたっては、必要な項目のみを入力できる仕様となっており、作業者と別の者によるチェックを行うことにより、処理を完了させている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 1.③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	I 5.②所属長	保健福祉部 福祉課長 大政哲志	保健福祉部 福祉課長 西岡 きわ子	事後	人事異動
平成29年12月28日	II 1.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	II 2.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成31年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	・ 第19条、第40条、第44条	・ 第19条、第40条、第40条の2、第44条	事後	一部修正
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	保健福祉部 福祉課長 西岡 きわ子	保健福祉部 福祉課長	事後	記載方法の変更に伴う見直し
令和1年6月14日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	VIリスク対策 1～9	—	様式変更により1～9の内容を追記	事後	評価書の見直し
令和2年9月9日	I 5. ①部署	松前町保健福祉部福祉課	松前町保健福祉部子育て・健康課	事後	評価書の見直し
令和2年9月9日	I 5. ②所属長の役職名	保健福祉部 福祉課長	保健福祉部 子育て・健康課長	事後	評価書の見直し
令和2年9月9日	I 8. 連絡先	松前町(福祉課児童福祉係) 郵便番号 791-3192	松前町(子育て・健康課児童福祉係) 郵便番号 791-3192	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一-56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一-56の項	事後	記載方法変更に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が 含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府 総務省令第7号)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が 含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項)	事後	法令改正に伴う見直し (番号法第19条の号ズレ)
令和3年9月1日	I 7. 請求先	松前町(総務課広報情報係)	松前町(総務課広報広聴係)	事後	重要な変更にあたらない(係名の変更)
令和3年9月1日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和4年11月1日	I 1. ②事務の概要	松前町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に関して、児童手当の支給を実施する。 ①認定請求、現況届の受付 ②現況届、各種通知書の発送 ③認定請求・児童手当継続受給の審査、児童手当受給者の決定 ④児童手当の支給	松前町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に関して、児童手当の支給を実施する。 ①認定請求、現況届の受付 ②現況届、各種通知書の発送 ③認定請求・児童手当継続受給の審査、児童手当受給者の決定 ④児童手当の支給 ⑤公的給付の支給に係る口座の照会	事前	法令改正に伴う見直し
令和4年11月1日	I 3. 法令上の根拠	第9条第1項(利用範囲)及び別表第一56の項	第9条第1項(利用範囲)並びに別表第一56及び101の項	事前	法令改正に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が 含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が 含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための 基礎とする情報の管理に関する事務であつ	事前	法令改正に伴う見直し
令和4年11月1日	II 1.いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	法令改正に伴う見直し
令和4年11月1日	II 2.いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	法令改正に伴う見直し
令和5年4月1日	I 5. ①部署	松前町保健福祉部子育て・健康課	松前町保健福祉部子育て支援課	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	I 5. ②所属長の役職名	保健福祉部 子育て・健康課長	保健福祉部 子育て支援課長	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	I 8. 連絡先	松前町(子育て・健康課児童福祉係) 郵便番号 791-3192	松前町(子育て支援課児童福祉係) 郵便番号 791-3192	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	I 1. ②事務の概要	松前町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に関して、児童手当の支給を実施する。 ①認定請求、現況届の受付 ②現況届、各種通知書の発送 ③認定請求・児童手当継続受給の審査、児童手当受給者の決定 ④児童手当の支給 ⑤公的給付の支給に係る口座の照会	松前町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に関して、児童手当の支給を実施する。 ①認定請求、現況届、その他各種届出の受付 ②現況届、各種通知書の発送 ③認定請求・児童手当継続受給等の審査、児童手当受給者の決定、その他各種届出の処理 ④児童手当の支給 ⑤公的給付の支給に係る口座の照会	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一56及び101の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	
令和6年9月4日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給」が含まれる項(74、75の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための	(情報照会の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 42、125、141、161の項	事後	
令和6年9月4日	II-1、II-2	令和4年11月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和8年2月18日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番81(児童手当)及び135(公的給付) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条(児童手当)及び第74条(公的給付)	事後	物価高対応子育て応援手当の施行に伴う根拠法令追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	I-4②. 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 ・第2条の表 106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 ・第2条の表 42、125、141、161の項	(情報照会の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく主務省令 ・第2条の表 106、107、160の項 ・第162条 (情報提供の根拠) 番号法第十九条第八号に基づく主務省令 ・第2条の表 42、125、141、161の項	事後	物価高対応子育て応援手当 の施行に伴う根拠法令追加
令和8年2月18日	II-1、II-2	令和6年6月1日時点	令和8年1月6日時点	事後	
令和8年2月18日	IV-8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である。	事後	
令和8年2月18日	IV-8. 判断の根拠	—	原則として、本人からマイナンバーを取得してい る。住基ネット照会を行う際には4情報又は住 所を含む3情報による照会を行うことを厳守して いる。また、児童手当システム入力の際は、必 要な情報のみを入力できる仕様としており、必 ず作業者と別の者が確認を行っている。これら の対策を講じていることから、人為的ミスが発 生するリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	事後	
令和8年2月18日	IV-9監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和8年2月18日	IV-11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	—	[1]目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和8年2月18日	IV-11. 当該対策は十分か【再 掲】	—	十分である。	事後	
令和8年2月18日	IV-11. 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入 手するため、目的外の入手が行われることはな い。また、システム入力にあたっては、必要な項 目のみを入力できる仕様となっており、作業 者と別の者によるチェックを行うことにより、処 理を完了させている。これらの対策を講じている ことから、目的外の入手が行われるリスクへの 対策は「十分である」と考えられる。	事後	